

令和2年度 災害時要援護者避難支援事業のスケジュール(予定)

令和2年5月

時期	内 容
5, 6月	・自治連合会への協力依頼 ・災害時要援護者避難支援事業「事業説明会(中止)」 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度の説明会は開催しません。
7月	・自治会長、民生委員、避難支援員へ災害時要援護者避難支援事業の資料配布 ・災害時要援護者避難支援事業「避難支援員向け説明会(中止)」 ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度の説明会は開催しません。 ・自治会内での事業周知用のチラシの回覧依頼(8月号広報いこまち配布時) ・自治会別要援護対象者数の把握(市)
8月	(上旬) 1. 市から自治会区域内の新規要援護者対象者へ「災害時要援護者調査票」「登録申請書 兼個別支援計画書」の送付 2. 市から自治会区域内の要援護者既対象者へ「状況確認の書類」の送付
9月	(上旬) 1. 「災害時要援護者調査票」等の回答締切 2. 「状況確認の書類」等の回答締切
10月～ 12月	(10月～11月)提出された調査票の回答結果に基づき、「対象者名簿」と「個別支援計画書」「状況確認の書類」を市から自治会へ受け渡し(高齢施策課から自治会長へ) 各自治会において、個別支援計画書をもとに民生委員・児童委員等と協力のうえ新規対象者各戸を訪問していただき、記載内容の確認と避難支援員の選定(＝個別支援計画書の避難支援員欄等の記入)。 ↓ (12月末までに)自治会長から市へ、個別支援計画書を提出(市で台帳に登録し、写しを関係者で共有)
次年度 以降	・市は、1年に1度新規対象者を抽出のうえ調査票等を送付し、既存の登録者には状況確認の書類を送付(8月～)するなど、毎年上記と同様のスケジュールで実施します。 ・自治会等は、上記スケジュールに基づき、災害時要援護者ご本人に支援を希望する状況等の聞き取りと避難支援員の選定を行っていただきます。また、災害時要援護者の状況の変化を把握された場合は、高齢施策課へ連絡をお願いします。